

保険・年金 フォーカス

IAIGs の指定の公表 に関する最近の状況(14) —19の国・地域からの60社全ての IAIGsのグループ名が公開された—

客員研究員 中村 亮一
E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

各国・地域の保険監督当局等によるIAIGs（国際的に活動する保険グループ）の指定を巡る状況については、これまでの保険年金フォーカスで適時報告してきた。

例えば、2023年には、「[IAIGsの指定の公表に関する最近の状況\(7\) —52のIAIGsを指定—](#)」（2023.2.24）、「[IAIGsの指定の公表に関する最近の状況\(8\) —3社が新たに追加されて、IAIGsは55社に—](#)」（2023.11.7）、「[IAIGsの指定の公表に関する最近の状況\(9\) —IAIGsは19の国・地域からの56社に—](#)」（2024.1.15）を報告した。また、2024年に入ってから、「[IAIGsの指定の公表に関する最近の状況\(10\) —IAIGsは19の国・地域からの57社に—](#)」（2024.2.16）、「[IAIGsの指定の公表に関する最近の状況\(11\) —住友生命が新たにIAIGに指定されてIAIGsは19の国・地域からの58社に—](#)」（2024.7.31）及び「[IAIGsの指定の公表に関する最近の状況\(12\) —新たに2社が指定、1社が指定解除されてIAIGsは18の国・地域からの59社に—](#)」（2024.11.19）を報告した。さらに、2025年に入ってから、「[IAIGsの指定の公表に関する最近の状況\(13\) —新たに1社が指定されてIAIGsは19の国・地域からの60社に—](#)」（2025.6.5）を報告した。

今回、IAIS（保険監督者国際機構）は、IAIGsの指定に関する情報を更新しているので、その内容を報告する。

2—IAIGsとは

まずは、これまでのレポートの繰り返しになるが、IAIGsについて説明しておく。

IAIGsというのは、英語で「Internationally Active Insurance Groups（国際的に活動する保険グループ）」と呼ばれており、その言葉通りに、「国際的に有意なレベルで保険事業活動を展開している保険グループ」のことを指している。その具体的な選定基準については、IAISが定量的基準等を定めている。また、IAIGsに対しては、特別な監督・規制が行われることになっている。

1 | IAIGsの選定基準

IAIGs の選定基準のうちの定量的基準は以下の通りとなっている。

① 国際的活動

- ・ 3 つ以上の管轄区域において、保険料が計上されていること、及び
- ・ 本店所在管轄区域外の GWP（Gross Written Premium：総収入保険料）のグループ全体の GWP に対する割合が 10%以上

② 規模（3 年移動平均）

- ・ 総資産が 500 億米ドル以上、又は
- ・ 全体の GWP が 100 億米ドル以上

ただし、これらの定量的基準に関わらず、グループ全体ベースで IAIGs の監督に対して責任を有している GWS（グループ全体の監督者）が、限定された状況において、グループが IAIGs とみなされるかどうかを判断するための裁量権を有している。例えば、(a) 自国の保険事業活動が重大である場合、(b) 合併及び買収あるいは売却等により、近い将来に基準を満たすあるいは満たさなくなる場合、等が想定されている。

2 | 今回の IAIGs の指定に関する情報の公表

GWS が、IAIGs の指定を公表するが、場合によっては、この開示が法的変更又は規制措置を必要とすることがある。

IAIS は、このコミットメントを達成するための GWS の進捗状況を監視する。IAIS は、GWS によって公開された IAIGs の公開登録を編集する。登録簿には、公開された IAIGs の数と IAIGs の基準の充足又は監督裁量の行使に基づいて GWS により特定された IAIGs の総数を比較した情報が添付されることになっている。

3 | IAIGs に対する監督・規制

IAIGs の監督のための共通の枠組みとして、IAIS は、2019 年 11 月に、ComFrame（Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups：国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み）を採択している。

この ComFrame の中で、IAIGs に対する監督・規制内容としては、(1)監督当局の枠組み（監督カレッジの組成や危機管理グループ（CMG）の設立）、(2)資本規制、(3)再建・破綻処理計画、(4)グループガバナンス、(5)ERM（統合的リスク管理）、等が挙げられている。

また、2024 年 12 月には、ComFrame の改定が行われ、ICP（保険資本基準）に関する規定等が追加されている。

3—IAIS による IAIGs の指定に関する登録簿の最新情報

IAIS は、IAIGs の指定に関して、2025 年 6 月 24 日時点での情報の更新¹を行っているため、ここではその内容を報告する。

¹ <https://www.iaisweb.org/uploads/2024/10/Register-of-Internationally-Active-Insurance-Groups-IAIGs.pdf>

1 | 今回の情報更新に基づいて、IAIGs に指定された保険グループの状況

前回の 2025 年 5 月 28 日時点での情報更新では、全体で 19 の国・地域からの 60 の IAIGs が指定されたと公表されていたが、このうち前回の更新により新たに指定された 1 つの管轄区域及び 1 つの保険グループについては具体名が公表されていなかった。今回の情報更新により、この管轄区域と会社が中国の China Re Group であることが明らかになった。

これにより、60 の IAIGs の全てが公表されたことになり、その管轄区域別の内訳は、以下の図表の通りとなっている（下線部が前回のレポートの報告からの変更箇所である）。

管轄区域	IAIGs数	グループ名
フランス	8	AXA、BNP Paribas Cardif、CNP Assurances、COVEA Crédit Agricole Assurances、GROUPAMA、SCOR、SOGECAP
英国	5	Aviva plc、British United Provident Association Limited Legal & General Group Plc、M&G plc、Phoenix Group Holdings plc
ドイツ	3	Allianz SE、HDI Haftpflichtverband der Deutschen Industrie V.a.G. Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft Aktiengesellschaft
オランダ	1	NN Group N.V.
イタリア	1	Assicurazioni Generali S.p.A.
スペイン	1	Grupo Mapfre
ベルギー	1	Ageas SA/NV
オーストリア	1	Vienna Insurance Group AG Wiener Versicherung Gruppe
スウェーデン	1	Nordea Liv
スイス	5	Baloise Group、Helvetia Group、Swiss Life Group、Swiss Re Group Zurich Insurance Group
米国	12	Athene Holding Company、American International Group (AIG)、Berkshire Hathaway, Inc.、Chubb Group of Companies、CNA Financial Fairfax Financial Holdings Limited Liberty Mutual Insurance Group、Markel Group、MetLife, Inc.、Pacific Life Prudential Financial, Inc.、Reinsurance Group of America, Incorporated
カナダ	4	Canada Life Assurance Company、Intact Financial Corporation Manufacturers Life Insurance Company、Sun Life Assurance Company of Canada
バミューダ	4	Aegon Ltd.、Arch Capital Group Ltd.、Athora Holding Ltd.、Resolution Life Group Holdings Ltd.
日本	5	Dai-ichi Life Holdings, Inc.、MS&AD Insurance Group Holdings, Inc. Sompo Holdings, Inc.、Sumitomo Life Insurance Company Tokio Marine Holdings, Inc.
<u>中国</u>	<u>1</u>	<u>China Re Group</u>
香港	3	AIA Group Limited、FWD Group Holdings Limited、Prudential Plc
シンガポール	1	Great Eastern Holdings Group
オーストラリア	1	QBE Insurance Group Limited
南アフリカ	2	Old Mutual Limited、Sanlam Limited

2 | China Re Group について

今回、新たに IAIG に指定された China Re Group（中国再保険（集団）有限公司）は、中国最大国内唯一の再保険グループである。1949 年に設立された中華人民共和国初の保険会社である中国人民保険会社を前身としている。中華人民共和国財政部と中央匯金投資有限公司によって 1996 年 8 月 22

日に共同設立され、2007年10月に株式会社となっている。China Re Group の Web サイトからの情報によれば、再保険料収入では世界第8位の再保険グループとなっている。

China Re Group は、再保険に加えて、元受保険、資産運用、仲介事業も展開している。主として、損害再保険は China Re P&C、Chaucer 及び シンガポール支店を通じて、生命・医療再保険は China Re Life、China Re HK 及びシンガポール支店を通じて、元受損害保険は China Continent Insurance と Chaucer を通じて行っている。

China Re Group は、2025年6月20日に、中国初の IAIG に指定されたことを公表²している。この公表資料の中で、「近年、中国再保険は着実に国際展開を進め、国際業務の比率が継続的に増加し、再保険のリスク分散機能が継続的に強化され、グローバルリスクガバナンスに積極的に参加し、国際保険・再保険市場に統合されている。」と述べている。

China Re Group の 2024 年の Annual Report によれば、収入保険料 (Gross Written Premiums)³Insurance Revenue) は 101,363 百万元 (1 中国人民元を 20 円とすると (以下、同様)、2 兆 273 億円)、純利益は 11,080 百万元 (2,216 億円)、総資産は 508,347 百万元 (10 兆 1,669 億円) となっている。なお、収入保険料の事業種類別の内訳は、損害再保険 46,042 百万元 (うち海外から 26,560 百万元)、生命・医療再保険 9,846 百万元 (うち海外から 3,366 百万元)、元受損害保険 46,914 百万元、となっている。因みに、China Re Group は、2023 年 1 月 1 日から、IFRS 第 17 号 (保険契約) を適用している。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、IAIS による IAIGs の指定に関する最新情報について報告してきた。

これまでのレポートで述べてきたように、IAIGs の指定グループの数は、それぞれの国や地域における保険市場や保険グループの海外展開の状況、さらには保険監督当局のスタンス等を反映して、それぞれの国・地域自体の保険市場の規模や一般的に認識されている大規模な保険グループの数等とは必ずしもリンクする形にはなっていない。

なお、IAIGs の指定については、適宜見直しが行われていくことになっている。

買収や合併、さらには売却等の地域別の事業展開の見直し等のグループ会社の戦略や以前のレポートで報告した Prudential や Aegon に見られるようなグループの再編等に伴うグループ本社の管轄区域の変更等に伴って、IAIGs のリストへの新たな追加や削除等が行われていくことにもなる。

各管轄区域においては、今後も適宜、IAIGs の指定の見直し等が行われていくことが想定されることになる。

IAIGs の指定に関する状況は、IAIGs に対する監督・規制を巡る状況と共に、関係者の関心の高い事項であることから、今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以上

² <https://www.chinare.com.cn/zhzjt/441147/gsxw/2025062308302510506/index.html>

³ 損益計算書上等では、同じ金額が「Insurance Revenue」として計上されている。